



ユニバーサルデザイン推進条例

様式集

日野市

様式	様式名	施行規則	条例
1	整備基準適合証交付請求書	13	17-1
2	適合証	13	17-2
2-2	整備基準適合証交付決定通知書	13	17-2
2-3	整備基準適合証不交付決定通知書	13	17-2
3	特定施設整備計画（変更）届出書（建築物）	16	19
4	特定施設整備計画（変更）届出書（建築物以外）	16	19
5	特定施設整備項目表（共同住宅等以外の建築物用）	16、20	19
6	特定施設整備項目表（共同住宅等用）	16、20	19
7	特定施設整備項目表（小規模建築物用）	16、20	19
8	特定施設整備項目表（道路）	16、20	19
9	特定施設整備項目表（公園）	16、20	19
10	特定施設整備項目表（公共交通施設 全般）	16、20	19
10-2	特定施設整備項目表（公共交通施設 鉄軌道駅）	16、20	19
10-3	特定施設整備項目表（公共交通施設 バスターミナル）	16、20	19
10-4	特定施設整備項目表（公共交通施設 旅客船ターミナル）	16、20	19
10-5	特定施設整備項目表（公共交通施設 航空旅客ターミナル）	16、20	19
11	特定施設整備項目表（路外駐車場）	16、20	19
12	特定施設整備計画届出済証	16	19-1
13	特定施設整備計画変更届出済証	16	19-2
14	特定施設整備計画届出取下書	16	19
15	道路・公園等・路外駐車場新設等整備計画通知書	16	19
16	特定施設整備完了届出書	18	21
17	特定施設整備検査済証	19	22-2
18	特定施設適合状況報告書（建築物）	20	24
19	特定施設整備状況報告書（建築物以外）	20	24
20	勧告書	21	25-1
21	勧告書	21	25-2
22	身分証明書	24	27

年　月　日

## 整備基準適合証交付請求書

(あて先)　日野市長

請求者　住 所

氏 名 印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

日野市ユニバーサルデザイン推進条例第17条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を下記のとおり請求します。

記

1 所在地（住所）	日野市		
2 名 称			
3 種 類	建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場、その他		
4 主 要 用 途			
5 面 積			
6 構 造・階 数	造・地上	階、地下	階
7 工事着手年月	年 月	8 工事完了年月	年 月
9 連 絡 先	所在地及び名称 担当者 電話番号		

※ 処理欄	
----------	--

- 注意 1 整備基準適合証交付請求書は、施設ごとに提出してください。  
 2 「3 種類」の欄は、該当事項を〇で囲んでください。  
 3 「9 連絡先」の欄は、この請求書についての問い合わせ先を記入してください。  
 4 ※欄には、記入しないでください。  
 5 日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第12に定める図書を必ず添付してください。  
 6 請求書は、正副2部提出してください。



- 備考 1 縦20センチメートル、横20センチメートルの大きさとする。  
2 「ユニバーサルデザイン推進条例整備基準」の色は黒、「日野市」、日野市域の外周は緑、「適合証」、日野市域の内側線、車いすマーク周辺のハートマーク内は青とする。

第2号様式の2（第13条関係）

第  
年  
月  
日  
号

様

日野市長

印

## 整備基準適合証交付決定通知書

年 月 日付で請求のあった都市施設について、審査の結果、整備基準に適合していると認められるため、日野市ユニバーサルデザイン推進条例第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

1 施設の所在地

2 施設の名称

3 施設の種類 建築物・道路・公園・公共交通施設・路外駐車場・その他

4 主要用途

5 面 積

6 構造・階数 造・地上 階、地下 階

第2号様式の3（第13条関係）

第  
年  
月  
日  
号

様

日野市長

印

### 整備基準適合証不交付決定通知書

年　月　日付で請求のあった都市施設について、審査の結果、整備基準に適合していないため、日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

1 施設の所在地

2 施設の名称

3 施設の種類 建築物・道路・公園・公共交通施設・路外駐車場・その他

4 整備基準適合証を交付しない理由

## 特定都市施設整備計画（変更）届出書（建築物）

(あて先) 白野市長

届出者（特定整備主） 住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

日野市ユニバーサルデザイン推進条例第20条の規定に基き、特定都市施設（建築物）の整備について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地（住所）	日野市				
2 名 称					
3 主要用途					
4 工事の種別	新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え、用途変更				
5 規模等	延べ床面積 (地上 階) (地下 階) 公共的通路 幅員 cm、延長 m		届出部分	届出以外の部分	合 計
	内 訳	用途( ) 用途( ) 用途( ) 用途( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日		
8 連 絡 先	所在地及び名称				
	担当者 電話番号				

※  
処理欄

- 注意 1 この届出書は、日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（以下「規則」という。）別表第2に定める建築物で、特定都市施設の欄に定める施設に使用してください。  
 2 「4 工事の種別」の欄は、該当事項を〇で囲んでください。  
 3 「8 連絡先」の欄は、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。  
 4 ※欄には、記入しないでください。  
 5 規則第16条第3項の特定都市施設整備項目表（第5号様式）及び別表第12に定める図書を必ず添付してください。  
 6 届出書は、正副2部提出してください。

## 特定都市施設整備計画（変更）届出書（建築物以外）

(あて先) 日野市長

届出者（特定整備主） 住 所

氏 名 印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

日野市ユニバーサルデザイン推進条例第20条の規定に基き、特定都市施設（建築物以外）の整備について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所 在 地			
2 名 称			
3 種 類	道路、公園・緑地、動物園・植物園・遊園地、公共交通施設、路外駐車場、その他		
4 工事の種別	新 設 ・ 改 修		
5 規 模 等	道路 延長	m、 面積	m <sup>2</sup>
	公園（公園・緑地、動物園・植物園・遊園地）	敷地面積	m <sup>2</sup>
	公共交通施設	面 積	m <sup>2</sup>
	路外駐車場（建築物以外）	駐車の用に供する部分の面積	m <sup>2</sup>
	その他（ ）		）
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 連 絡 先	所在地及び名称		
	担当者	電話番号	

※  
処理欄

- 注意 1 この届出書は、日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（以下「規則」という。）別表第2に定める公園、公共交通施設及び路外駐車場で特定都市施設の欄に定める施設に使用してください。
- 2 「3 種類」及び「4 工事の種別」の欄は、該当事項を〇で囲んでください。
- 3 「8 連絡先」の欄は、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。
- 4 ※欄には、記入しないでください。
- 5 規則第16条第3項の特定施設整備項目表(第8号様式から第11号様式までのうち該当するもの)及び別表第12に定める図書を必ず添付してください。
- 6 届出書は、正副2部提出してください。

(第1片)

(表)  
特定都市施設整備項目表（共同住宅等以外の建築物用）

1 所在地						
2 名 称						
1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの（遵守基準） 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの（努力基準）						
(速) 遵守基準 (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000m <sup>2</sup> 以上)						
整備項目	チェック	整備内容	緩和措置			
	速			努		
廊下等	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ				
	—	2 (視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	1			
階段	—	1 段がある部分に、手すりの設置				
	—	2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ				
	—	3 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能				
	—	4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造				
	—	5 (視) 段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※9)を敷設	2			
	—	6 主たる階段は回り階段でないこと	3			
	—	7 階段のうち1以上は、次に掲げるもの				
	①	踊り場に、手すりの設置	4			
	②	けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする	4			
	③	階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす)	4			
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1 こう配1/12を超える又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置				
	—	2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ				
	—	3 前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能				
	—	4 (視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等(※9)を敷設	5			
便所(※2)	—	1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ				
	—	2 便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ)は次に掲げるもの				
	①	車いす使用者用便房(※10)を1以上設置				
	②	水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を1以上設置				
	③	ペビーチェア等を設けた便房を1以上設置、便房及び便所の出入口にその旨表示				
	④	ペビーベッド等を設置(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く)、便所の出入口にその旨表示				
	—	3 小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を1以上設置				
浴室等(※3)	—	1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ				
	—	2 次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)				
	①	浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置				
	②	車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保				
	③	出入口の幅(開放時有効)85cm以上				
	④	戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
宿泊施設の客室	—	1 宿泊施設で客室の総数が50以上の場合、車いす使用者用客室を1以上設置				
	—	2 車いす使用者用客室の便所は次に掲げるもの				
	①	便所内に車いす使用者用便房(※10)を設置				
	②	車いす使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅(開放時有効)80cm以上				
	③	戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
	—	3 車いす使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	7			
	①	車いす使用者等が円滑に利用できる構造(※11)				
	②	出入口幅(開放時有効)80cm以上				
	③	戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
観覧席・客席(※4)	—	1 観覧席・客席を設ける場合は、次に定める構造とする				
	—	① 車いす使用者のための観覧席・客席を出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に1以上設置				
	② 集団補聴設備等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置					
敷地内の通路	—	1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ				
	—	2 段がある部分は次に掲げるもの				
	①	手すりの設置				
	②	踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能				
	③	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造				
	—	3 傾斜路は次に掲げるもの				
	①	こう配1/12を超える又は高さ16cmを超える、こう配1/20を超える傾斜には手すりの設置				
	②	前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能				
駐車場(※5)	—	1 次に掲げる車いす使用者用駐車施設を1以上設置				
	①	幅 350cm以上				
	—	② 車いす用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置				
	—	③ 車いす使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置				
標識	—	1 移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※12)を設置				
案内設備	—	1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く)				
	①	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	8			
	②	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※13)で視覚障害者に示す設備の設置				

案内設備まで の経路	—	1 (視) 道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の一以上一次の視覚障害者移動等円滑化経路	9
	—	① 線状ブロック等(※14)、点状ブロック等(※9)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	10
	—	② 車路に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	
	—	③ 段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	11
公共的通路	—	1 建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	
	—	① 通路の有効幅200cm以上とし、通行に支障のない高さ空間を確保	
	—	② 通路面 段差の禁止	12
	—	③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	④ 敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	13
	—	⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※15)とする	
	—	2 建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	
	—	① 通路の有効幅200cm以上とし、当該部分の天井の高さ250cm以上とする	
	—	② 通路の床 段差の禁止	14
	—	③ 通路の床 粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	④ 道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	
	—	⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※15)とする	

## 2 移動等円滑化経路等に追加される整備基準

(道)遵守基準	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの (特)不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000m <sup>2</sup> 以上)		
	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの		
整備項目	チェック	整備内容	緩和措置
	道 努		
移動等円滑化 経路等 出入口	—	1 移動等円滑化経路等上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない	
	—	1 幅 (開放時有効)85cm以上(直接地上に通ずる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く)	
	—	2 直接地上に通ずる出入口の幅 (開放時有効)100cm以上	
	—	3 戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	—	1 幅 140cm以上	
	—	2 戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	—	3 (視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	15
	—	4 授乳及びおむつ交換のできる場所を設置	16
	—	1 幅 140cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	
	—	2 こう配 1/12以下	
廊下等 階段に代わり 又はこれに併 設する傾斜路	—	3 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
	—	4 手すりの設置	
	—	5 兩側に側壁又は立上りの設置	
	—	6 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
	—	1 利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること	
	—	2 かご・昇降路の出入口の幅 (開放時有効)80cm以上(建築物の床面積が5000m <sup>2</sup> を超える場合は90cm以上)	
	—	3 かごの奥行き 135cm以上	
	—	4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
	—	5 かご及び乗降ロビーに車いす使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置	
	—	6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置	
エレベーター 及びその 乗降ロビー	—	7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	
	—	8 (特) かごの幅 140cm以上	
	—	9 (特) 車いすの転回に支障のない構造	
	—	10 (視) かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	17
	—	11 (視) かご・乗降ロビーの制御装置(車いす利用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※13)視覚障害者が円滑に操作可能な構造	17
	—	12 (視) かご又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	17
特殊な構造又は 使用形態の昇降 機	—	1 エレベーターにあっては次に掲げるもの	
	—	① 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	
	—	② かごの幅 70cm以上かつ 奥行き 120cm以上	
	—	③ 車いす使用者がかご内で方向転換の必要ある場合は、かごの幅・奥行きが十分確保されていること	
	—	2 エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	
敷地内の通路	—	1 幅 140cm以上	
	—	2 戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	—	3 傾斜路は次に掲げるもの	
	—	① 幅 140cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	
	—	② こう配 1/20以下	
	—	③ 手すりの設置	
	—	④ 兩側に側壁又は立上りの設置	
	—	⑤ 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	

## 3 努力基準で上乗せされる基準(不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの)

(努)努力基準		不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの		緩和措置
整備項目	チェック	整備内容		
	遵 効			
出入口	—   —	1 屋外へ通ずる出入口の幅 85cm以上 2 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
廊下等	—   —	1 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設 2 (視) 傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設		18 18
階段	—   —   —   —	1 踊場を含め、手すりの設置 2 段の上下端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※9)を敷設 3 階段のうち1以上は、次に掲げるもの ① 踊場を含め、両側に手すりの設置		19
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—   —	1 手すりの設置 2 (視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等(※9)を敷設(自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの含む)		20
便所(※6)	—   —   —   —   —	1 便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ)にだれでもトイレ(※16)を1以上設置 2 次に掲げる便所(だれでもトイレを除く)を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ) ① 床面には段差を設けない ② 大便器は1以上を腰掛け式 ③ 腰掛け式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)		
宿泊施設の客室	—   —   —   —   —	1 車いす利用者用客室を、全室数が200以下の場合は1/50以上、全室数が200を超える場合は1/100+2以上設置 2 車いす使用者用客室の便所は次に掲げるもの ① 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 車いす使用者用客室の浴室等は次に掲げるもの ① 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		21
観覧席・客席(※7)	—	1 車いす使用者のための観覧席、客席を、出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に全席数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置		
敷地内の通路	—   —   —   —	1 段がある部分は次に掲げるもの ① 上下端には点状ブロックを敷設 2 傾斜路は次に掲げるもの ① 手すりの設置		22
駐車場(※8)	—   —   —	1 車いす使用者用駐車施設を、全駐車台数が200以下の場合は1/50以下、200を超える場合は1/100+2以上設置 ① 車いす用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置 2 車いす使用者用駐車施設又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置		
案内設備までの経路	—   —   —	1 道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の一以上→次の視覚障害者移動等円滑化経路 ① 線状ブロック等(※14)、点状ブロック等(※9)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置 ② 段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設		23 11

## 4 努力基準で上乗せされる基準(移動等円滑化経路等に追加される基準)

整備項目		チェック	整備内容		緩和措置
整備項目	遵守				
エレベーター及びその乗降ロビー	—   —	1 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること 2 乗降ロビーに転落防止策を講ずる 3 かごの幅 140cm以上 4 床面積5,000m <sup>2</sup> を超える場合 かごの幅 160cm以上 5 車いすの転回に支障のない構造 6 かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置 7 かご・乗降ロビーの制御装置(車いす利用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※13)視覚障害者が円滑に操作可能な構造 8 かご又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置 9 その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造(※17)			24 25
	—   —	1 傾斜路は次に掲げるもの ① 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置			

## 注意

- 1 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
- 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

## 備考

- ※1 読み替え規定により、多数の者が利用する建築物については「多数の者が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)」となる。
- ※2 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※3 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
- ※4 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席、客席を設ける場合
- ※5 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※6 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※7 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席、客席を設ける場合
- ※8 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※9 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※10 腰掛便座、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便所
- ※11 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配備、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造
- ※12 高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの)
- ※13 ①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの
- ※14 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※15 両側に手すりの設置、段の上下端に近接する通路部分及び段の上端に近接する踊場(250cm以下の直進のものを除く。)に点状ブロック等(※9)の敷設、階段の項目3、4、6、7②、7③
- ※16 腰掛便座、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保、一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置、出入口にだれでもが利用できる旨を表示した、車いす使用者、高齢者、妊娠、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができる便所
- ※17 (社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」「JIAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

## 緩和措置

- 1 ①こう配1/20以下②高さ16cm以下かつこう配1/12以下の傾斜③自動車駐車施設内
- 2 ①自動車駐車施設内②踊場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 3 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
- 4 主として高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設の場合は適用外  
ただし、建築基準法施行令第25条に階段の手すりの設置規定あり
- 5 1①②③に該当する場合、踊場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 6 同一階に不特定かつ多数の者が利用する便所(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合
- 7 不特定かつ多数の者が利用(遵守基準)/不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用(努力基準)する浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合
- 8 当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く。
- 9 2①に該当する場合、案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
- 10 進行方向を変更する必要がない風除室
- 11 1①②に該当する場合、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
- 12 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合  
①幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上②こう配は1/20未満③高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊場を設置  
④手すりの設置⑤両側に側壁又は立上りを設置⑥傾斜路の始点、終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分の設置  
⑦前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
- 13 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地
- 14 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合  
①幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上②こう配は1/12未満③高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊場を設置  
④手すりの設置⑤両側に側壁又は立上りを設置⑥傾斜路の始点、終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分の設置  
⑦前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
- 15 ①自動車駐車施設内②点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を來す場合
- 16 他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合
- 17 自動車駐車施設内に設けるもの
- 18 1①②に該当する場合
- 19 踊場が直進の250cm以下の場合
- 20 1①②、19に該当する場合
- 21 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合
- 22 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を來す場合⇒仕上げの色を変える等の代替措置
- 23 案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
- 24 構造上やむを得ない場合において、車いすで利用できる機種を採用する場合
- 25 かごの出入口が複数あるエレベーターで車いすで円滑に利用できるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合

(表)  
特定都市施設整備項目表（共同住宅等用）

1 所在地			
2 名 称			
1 多数の者が利用するもの（特定経路等を含む）			
(道)遵守基準 (努)努力基準	多数の者が利用するもの（特定経路等を含む）		
整備項目	チェック	整備内容	緩和措置
遵守	努力		
廊下等		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
階段	一	1 段がある部分に、手すりの設置	
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		3 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		5 主たる階段は回り階段でないこと	1
		6 階段の1以上は、次に掲げるもの	
		① 踏場に、手すりの設置	2
		② けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする	2
		③ 階段の幅 120cm以上（手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。）	2
階段に代わり、 又はこれに併 設する傾斜路	一	1 こう配1/12を超える又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		3 前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
便所（※1）		1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		2 便所のうち1以上（男女別の場合はそれぞれ）は次に掲げるもの	
		① 車いす使用者用便房（※4）を1以上設置	
		② 水洗器具（オストメイト対応）が設置されている便房を1以上設置	
		3 小便器を設ける場合、床置き式（壁掛式は、受け口の高さ35cm以下）を1以上設置	
浴室等（※2）		1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		2 次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置（男女別の場合はそれぞれ）	
		① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
		② 車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保	
		③ 出入口の幅（開放時有効）85cm以上	
		④ 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
敷地内の通路		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		2 段がある部分は次に掲げるもの	
		① 手すりの設置	
		② 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		3 傾斜路は次に掲げるもの	
		① こう配1/12を超える又は高さ16cmを超える、かつ、こう配1/20を超える傾斜には手すりの設置	
		② 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
	駐車場（※3）		1 車いす使用者用駐車施設を1以上設置
		① 幅 350cm以上	
		② 車いす用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
		③ 車いす使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
標識		1 移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識（※5）を設置	
案内設備		1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置（案内所を設ける場合を除く）	
		① 移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	3
		② 移動円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等（※6）で視覚障害者に示す設備の設置	
公共的通路		1 建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの（1以上）	
		① 通路の有効幅200cm以上とし、通行に支障のない高さ空間を確保	
		② 通路面 段差の禁止	4
		③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ	
		④ 敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	5
		⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造（※7）とする	
		2 建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの（1以上）	
		① 通路の有効幅200cm以上とし、当該部分の天井の高さ250cm以上とする	
		② 通路の床 段差の禁止	6
		③ 通路の床 粗面又は滑りにくい仕上げ	
		④ 道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	
		⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造（※7）とする	

## 2 特定経路等に追加される基準

(道)遵守基準 (労)努力基準	多数の者が利用するもの(特定経路等に追加される基準)			
整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	達	労		
特定経路		1	特定経路等上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	
出入口	一	1	幅(開放時有効)80cm以上	
		2	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	一	1	幅 120cm以上	
		2	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造	
		3	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
階段に代わり 又はこれに併 設する傾斜路		1	幅 120cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	
		2	こう配 1/12以下 (高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
		3	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
		4	両側に側壁又は立上りの設置	
		5	始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター 及びその 乗降ロビー	一	1	各住戸、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること	
		2	かご・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上	
	一	3	かごの奥行き 115cm以上	
		4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
		5	かご及び乗降ロビーに、車いす使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置	
		6	かご内に、停止予定階、かごの現在位置を表示する装置の設置	
		7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	
特殊な構造又は 使用形態の昇降 機		1	エレベーターにあっては次に掲げるもの	
		①	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	
		②	かごの幅 70cm以上かつ 奥行き 120cm以上	
		③	車いす使用者がかご内で方向転換の必要ある場合は、かごの幅・奥行きが十分確保されていること	
	一	2	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定するもの	
敷地内の通路	一	1	幅 120cm以上	
		2	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置	
		3	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4	傾斜路は次に掲げるもの	
	一	①	幅 120cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	
	一	②	こう配 1/12以下 (高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
		③	両側に側壁又は立上りの設置	
		④	始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	

## 3 努力基準で上乗せされる整備基準(多数の者が利用するもの)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	達	労		
出入口	一	1	屋外へ通ずる出入口の幅 85cm以上	
		2	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	一	1	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	
階段	一	1	踊場を含め、手すりの設置	
		2	段の上下端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※8)を敷設	7
		3	階段のうち1以上は、以下に定めるもの	
		①	踊場を含め、両側に手すりの設置	2
傾斜路	一	1	手すりの設置	
便所(※1)	一	1	便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ)にだれでもトイレ(※9)を1以上設置	
		2	次に掲げる便所(だれでもトイレを除く)を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
		①	床面には段差を設けない	
		②	大便器は1以上を腰掛式	
		③	腰掛式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	
敷地内の通路	一	1	段がある部分は次に掲げるもの	
		①	上下端には点状ブロック等を敷設	8
		2	傾斜路は次に掲げるもの	
		①	手すりの設置	
駐車場(※3)	一	1	車いす用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
		2	車いす使用者用駐車施設又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
案内設備まで の経路	一	1	道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の一以上→次の視覚障害者移動等円滑化経路	
		①	線状ブロック等(※10)、点状ブロック等(※8)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	
		②	車路に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	
		③	段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	9

## 4 努力基準で上乗せされる整備基準(特定経路等に追加される基準)

整備項目	チェック	整備内容	緩和措置
		道	努
出入口	一	1 幅は、85cm以上(特定経路等上の直接地上へ通ずる出入口・EVのかご・昇降機の出入口を除く。)	10
	一	2 直接地上へ通ずる出入口 幅100cm	11
廊下等	一	1 幅 140cm以上	12
エレベーター及びその乗降ロビー	一	1 多数の者が利用する階に停止すること	
	一	2 乗降ロビーに転落防止策を講ずる	
	一	3 かごの奥行き 135cm以上	13
	一	4 かごの幅 140cm以上	13
	一	5 車いすの転回に支障のない構造	13
	一	6 かご内に、到着する際、かご・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	一	7 かご・乗降ロビーの制御装置(車いす利用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※6)視覚障害者が円滑に操作可能な構造	
	一	8 かご又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	
	一	9 その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造(※11)	
敷地内の通路	一	1 幅 135cm以上	14
	一	2 傾斜路は次に掲げるもの	
	①	幅 135cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	
	②	こう配は1/20を超えないこと	15
	③	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊場を設置	

※1 多数の者が利用する便所を設ける場合

※2 多数の者が利用する浴室等を設ける場合

※3 多数の者が利用する駐車場を設ける場合

※4 横掛便座、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便所

※5 高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの)

※6 ①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの

※7 両側に手すりの設置、段の上下端に近接する通路部分及び段の上端に近接する踊場(250cm以下の直進のもの除く。)に点状ブロック等(※8)の敷設、

「階段13、4、5、6②、6③」

※8 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

※9 横掛便座、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保、一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置、

出入口にだれでもが利用できる旨を表示した、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用ができる便所

※10 ブロック等で段状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

※11 (社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」「JIAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

## 緩和措置

1 回り階段以外の空間確保困難であるときを除く

2 高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置の場合は適用外

3 当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に認別可能の場合を除く

4 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、

次に掲げる傾斜路を設けている場合

①幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上②こう配は1/12未満③高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊場を設置

④手すりの設置⑤両側に側壁又は立上りを設置⑥傾斜路の始点、終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分の設置

⑦前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能

5 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地

6 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、

次に掲げる傾斜路を設けている場合

①幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上②こう配は1/12未満③高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊場を設置

④手すりの設置⑤両側に側壁又は立上りを設置⑥傾斜路の始点、終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分の設置

⑦前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能

⑧傾斜の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等(※8)を敷設(こう配1/20未満のもの、高さ16cmを超えないもの、直進で250cm以下のものを除く。)

7 踊場が直進の250cm以下の場合

8 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障をきたす場合⇒仕上げの色を変えるなどの代替措置

9 ①こう配1/20未満②高さ16cm未満かつこう配1/12未満③段がある部分・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

10 構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

11 構造上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができます。

12 構造上やむを得ない場合は、120cm以上(50m以内ごとに車いすの転回できる構造)

13 車いすで利用できる機種を採用する場合

14 敷地の状況によりやむを得ない場合は、120cm以上

15 高さが16cm以下のものは、1/8以下、75cm以下のもの又は敷地の状況によりやむを得ない場合は、1/12以下とすることができます。

## 特定都市施設整備項目表(小規模建築物用)

1 所在地	
2 名称	

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの⇒読み替えあり(※1)

整備項目	チェック	整備内容		緩和措置
		達	未	
出入口(※2)		1	幅 80cm以上	
		2	通行の際支障となる段差を設けないこと	1
		3	直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保	2
便所(※3)		1	次に掲げる構造の便房を1以上設置	
		①	腰掛け便座、手すり等を適切に配置	
		②	車いす使用者が利用することができるような空間の確保	
		③	直接地上へ通ずる出入口から当該便房までの通行可能な経路を確保	2
敷地内の通路		1	幅 120cm以上	
		2	通行の際支障となる段差を設けないこと	3

## 注意

- 1 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
- 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

## 備考

※1 読み替え規定により、多数の者が利用する建築物については「多数の者が利用するもの」となる。

※2 直接地上へ通ずる出入口、利用居室の出入口(利用居室が直接地上に通じていない場合)、便所及び便房の出入口に限る。

※3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合

## 緩和措置

- 1 敷地の状況、施設の構造その他の事情において段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができるときは、この限りでない。
- 2 上下階の移動に係る部分はこの限りでない。
- 3 傾斜路又はエレベーターその他昇降機を併設する場合  
敷地の状況、施設の構造その他の事情において段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができるとき

(日本工業規格A列4番)

## 第8号様式（第16条、第20条関係）

(第1片)

(表)

## 特定都市施設整備項目表(道路)

1 所在地				
2 名称				

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※
1 歩車道の分離	(1) 歩道と車道とは原則として分離	有	無	
	(2) 分離方法はセミフラット形式(*)	有	無	
	(3) 歩車道を分離するものの設置	有	無	
	(4) バス停留所区間にについて必要な措置	有	無	
2 歩道の有効幅員等	(1) 有効幅 [200cm以上]	cm		
	(2) 歩道上には、高さ250cm以上の空間を連続して確保	有	無	
3 横断歩道	(1) 横断歩道の設置	有	無	
	(2) 道路標識の設置	有	無	
	(3) 信号機の設置	有	無	
	(4) 道路標示の設置	有	無	
4 立体横断施設	安全性及び移動に配慮	有	無	
	(1) エレベーターの設置	有	無	
	(2) エスカレーターの設置	有	無	
	(3) スロープの設置	有	無	
	(4) 視覚障害者誘導用ブロックの設置	有	無	
	(5) 階段部における色の対比等による段差の明確化	有	無	
	(6) 連続した手すりの設置 [原則二段式]	有	無	
	(7) 点字表示	有	無	
	(8) 濡れても滑りにくい仕上げ	有	無	
5 ベンチ等	(1) 必要に応じて設置	箇所		
	ア 歩道幅員 [ベンチに人が座った状態の幅100cmと、車いす使用者がすれ違える幅200cm以上]	cm		
	イ 上屋を併設する場合の歩道幅員 [ベンチに人が座った状態の幅100cmと、人の滞留幅100cm及び車いす使用者同士がすれ違える幅200cm以上*]	cm		
	ウ 上屋の構造 [高さ250cm以上]	cm		
6 歩道と車道との段差(一般的事項)	(1) 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差2cm	cm		
	(2) 歩道の構造は透水性舗装、且つ横断こう配1%(*)	有	無	
	(3) 横断歩道の設置	有	無	
	ア すりつけこう配 [5%以下*]	%		
	イ こう配の方向は歩行者の通行動線の方向と一致	する	しない	
	ウ 平たん部 [100cm以上]	cm		
	エ 歩道幅員の広い箇所に切下げを設ける場合の水平区間 [150cm程度]	cm		
7 歩道と車道との段差(交差点における切下げ)	交差点部で双方に横断歩道がある場合の切下げ構造	有	無	
	(1) 交差点部全域にわたり切下げる構造(*)	有	無	
	(2) 横断歩道と横断歩道の間に防護ざくや植樹帯又は縁石等を設ける	有	無	
8 歩道と車道との段差(細街路と交差する場合)	(1) 本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平坦となるような構造	有	無	

## (裏)

9 車乗り入れ部	(1) 歩道面が連続して平たんとなるような構造	有	無	
	(2) すりつけこう配 [15%以下、特殊縁石を用いる場合は10%以下]	%		
	(3) 縁石の段差 [標準5cm]	cm		
10 歩道舗装	(1) 平たん性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮	有	無	
	(2) 舗装は原則として透水性舗装	有	無	
11 案内・標示	(1) 要所に案内表示を整備	有	無	
	案内表示を整備する場合	ア 大きめで、分かりやすい文字、記号等を用いた表記	有	無
		イ 車いす使用者や小児等の見やすさに配慮	有	無
		ウ 歩行者の通行を妨げず、かつ自動車運転者等から交差点付近に滞留する歩行者等の視認を妨げない位置	有	無
	(2) 視覚障害者が利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有	無	
12 視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合	ア 設置位置や方法等適切に設置	有	無
		イ ブロックの形状、寸法及びその配列については、JIS T 9251を用いる	有	無
		ウ 色は原則黄色(*)	有	無
	(3) 障害者のための駐車スペースを1以上設置	台		
13 駐車場(道路附属物としての駐車場)	障害者のための駐車スペースを設置する場合	ア 幅 [350cm以上]	有	無
		イ 利用施設の出入口に接続しやすい位置	有	無
		ウ 見やすい駐車場スペースの表示	有	無

1 整備内容欄の〔 〕内は整備基準の数値を示しています(\*のあるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)。

2 数字は算用数字を用いてください。

3 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入してください。

4 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。

## 第9号様式（第16条、第20条関係）

(第1片)

(表)

特定都市施設整備項目表(公園)

1 所在地				
2 名称				

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※
1 出入口	2[園路]への接続 無の場合の出入口位置案内板 (1) 幅 [120cm以上*] (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差 (3) 出入口から水平距離が150cm以上の水平面を確保(*) (4) 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ (5) 道路との境界 点状ブロック(警告用)、舗装材の変化等により境界を明示 車道との境界部分に段差【標準2cm】	有 無 cm 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無		
2 園路(1以上の主要な施設を利用できる園路)	1[出入口]及び9[駐車場]に接続する園路【また、敷地境界から出入りに至る経路も同様とする】 (1) 有効幅 [180cm以上*] (2) 縦断こう配 [4%以下*] (3) 3~4%の縦断こう配が50m以上続く場合において途中に150cm以上の水平部分の設置 (4) 段差の有無 (5) 縁石、街きよ等により段差を生じる場合のすりつけこう配 [5%以下*] (6) 階段、段差への傾斜路併設(*) ア 有効幅 [120cm以上*] イ 縦断こう配 [5%以下*] ウ 始終点及び高さ75cmごとに、150cm以上の踊場の設置 エ 手すりを両側に連続して設置(*) オ 両側に立ち上がりの設置(*) カ 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ キ 横断こう配の有無 (7) 横断こう配 [1%以下*] (8) 車いすが安定して停止できる水平部分の設置 (9) 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ (10) 視覚障害者誘導用ブロックを要所に敷設	cm % 有 無 有 無 cm % 有 無 有 無 有 無 % 有 無 有 無 有 無 有 無		
3 階段	(1) 回り段(*) (2) 有効幅 [120cm以上] (3) 始終点及び高さ300cm以内ごとに150cm以上の踊場の設置 (4) 手すり ア 両側に連続して設置(*) イ 端部付近に、点字の貼付 (5) 表面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ (6) 踏面の識別、つまずきにくさへの配慮 (7) 両側に立ち上がりの設置(*) (8) 点状ブロック(警告用)の敷設	cm 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無		
4 傾斜路(階段又は段に併設するもの)	(1) 有効幅 [120cm以上*] (2) 縦断こう配 [5%以下*] (3) 始終点及び高さ75cmごとに、150cm以上の踊場の設置 (4) 手すりを両側に連続して設置(*) (5) 両側に立ち上がりの設置(*) (6) 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ (7) 横断こう配の有無	cm % 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無		
5 転落防止等	さく、視覚障害者誘導用ブロック等の設置 その他転落防止の設備	有 無 有 無		

## (裏)

6 休憩所	(1) 出入口の有効幅 [120cm以上*]	cm		
	(2) 段差の有無	有	無	
	(3) 段差への傾斜路併設	有	無	
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上*] イ 縦断こう配 [5%以下*] ウ 始終点及び高さ75cmごとに、150cm以上の踊場の設置 エ 手すりを両側に連続して設置(*) オ 両側に立ち上がりの設置(*) カ 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ キ 横断こう配の有無	cm %	
	(4) 車いす使用者等の円滑な利用に適した広さ	有	無	
	(5) 通路の有効幅 [120cm以上*]	cm		
	(6) 縦断こう配 [5%以下*]	%		
	(7) 横断こう配 [1%以下*]	%		
	(8) 平たんで、濡れても滑りにくい舗装	有	無	
	(9) 転落防止のためのさく、視覚障害者誘導用ブロック等の設置	有	無	
	(10) 便所を設ける場合は、10の項「便所」に規定する整備基準を準用すること	有	無	
7 野外劇場・野外音楽堂	(11) 車いす使用者用観覧スペースの設置	箇所		
	規模・構造・設備等	ア 幅 [90cm以上] イ 奥行き [120cm以上] ウ 段差の有無 エ 転落防止のための設備	cm cm 有 無	
	便所、休憩所以外は第5号様式に記入	有	無	
	建築物内に便所を計画する場合は、10の項「便所」に規定する整備基準とすること	有	無	
	(12) 車いす使用者の駐車スペース(*)	台		
8 公園内建築物・屋内設備	(1) 幅 [350cm以上]	有	無	
	(2) 園路に接続しやすい位置	有	無	
	(3) 見やすい駐車場スペースの表示	有	無	
9 駐車場	(13) 駐車場の施設	台		
	(14) 駐車場の施設	台		
	(15) 駐車場の施設	台		

(第2片)

10 便所	(1) 便所(共通)					
	ア 出入口の有効幅(だれでもトイレ及び一般便所) [85cm以上*]				cm	
	イ 出入口に至る通り	(ア) 段差の有無 (イ) 傾斜路の構造				有 無
		有効幅 [90cm以上]	cm			
		縦断こう配 [5%以下*]	%			
		ウ 表面の濡れても滑りにくい仕上げ	有 無			
		エ 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便所の設置	箇所			
	(2) だれでもトイレ					
	だれでもトイレの設置数	男子用	箇所	女子用	箇所	兼用
	ア 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	有	無			
	イ 腰掛け便座の設置	有	無			
	ウ 手すりの設置	有	無			
	エ その他の設備( )					
	オ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間の確保	有・無 (便所の内り) ( cm × cm)				
	カ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置	有	無			
	キ だれでもが利用できる旨の表示	有	無			
	(3) 一般便所					
	便所の設置数	男子用	箇所	女子用	箇所	兼用
	ア 腰掛け式便器の設置	有	無			
	(ア) 手すりの設置	有	無			
	(イ) 腰掛け式便器である旨の表示	有	無			
	イ 男子用小便器	有	無			
	(ア) 受け口の高さ [35cm以下]	有	無			
	(イ) 手すりの設置	有	無			
	(ウ) 光感知式自動洗浄装置	有	無			
11 水飲み・手洗場	(1) 上向きの飲み口	有	無			
	(2) 高さ [70~80cm]		cm			
	下部にスペース [高さ65cm以上、奥行き45cm以上]	有	無			
	(3) 使用方向に150cm以上、幅150cm以上の水平部分	有	無			
12 案内・標示	(1) 要所に案内板、説明板、標識の設置	有	無			
	(2) 文字 ア 読み取りやすい文字の大きさ、色調、明度 等	有	無			
	(イ) 車いす使用者に見やすい高さに設置	有	無			
	(3) 車いすでの利用が可能な園路及び施設の表示	有	無			
	(4) 通路に突出しない位置に設置(*)	有	無			
	(5) 平仮名、絵文字(ピクトグラム)、ローマ字等による標示の併用	有	無			
13 ベンチ	高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ	有	無			
14 野外卓	(1) 使用方向に150cm以上、幅150cm以上の水平部分	有	無			
	(2) 卓の下部にスペース [高さ65cm以上、奥行き45cm以上]	有	無			
15 排水溝(ます)	杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のふたの設置	有	無			

1 整備内容欄の〔 〕内は整備基準の数値を示しています(\*のあるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)。

2 数字は算用数字を用いてください。

3 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入してください。

4 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。

5 ※欄には記入しないでください。

## 第10号様式（第16条、第20条関係）

(第1片)

(表)

特定都市施設整備項目表(公共交通施設 全般)

1 所在地				
2 名称				

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※	
1 移動等円滑化経路	出入口から車両等の乗降口に至る経路に、移動等円滑化経路を1以上確保	有	無		
コンコース・通路・ホール等	(1) 有効幅 [140cm以上*]	cm			
	(2) 段差の有無	有	無		
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上*] イ こう配 [屋内1/12・屋外1/20以下*] ウ 始終点及び高さ75cmごとに、150cm以上の踊場の設置 エ 水平部分の設置 オ 両側に立ち上がりの設置(*) カ 床表面の濡れても滑りにくい仕上げ キ 接続する通路との識別への配慮 ク 視覚障害者誘導用ブロックの敷設(傾斜路の始終端部に近接する通路の床) ケ 手すりを両側に設置(*)	cm 1/ 有 有 有 有 有 有 有 有	無	
	(3) 壁面及び柱面の看板及び設置物の突出する部分(*)	有	無		
	(4) 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有	無		
	(5) 床表面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
	(1) 段差の有無	有	無		
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上*] イ こう配 [屋内1/12・屋外1/20以下*] ウ 始終点及び高さ75cmごとに、150cm以上の踊場の設置 エ 水平部分の設置 オ 両側に立ち上がりの設置(*) カ 床表面の濡れても滑りにくい仕上げ キ 接続する通路との識別への配慮 ク 視覚障害者誘導用ブロックの敷設(傾斜路の始終端部に近接する通路の床) ケ 手すりを両側に設置(*)	cm 1/ 有 有 有 有 有 有 有	無	
	(1)-2 段差のない又は段差を解消した出入口の数	箇所			
	(2) 床表面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
	(3) 有効幅 [90cm以上*]	cm			
3 駐車場	駐車場の有無	有	無		
	駐車場を設置した場合の構造	車いす使用者の駐車スペース	台		
	(1) 幅 [350cm以上]	有	無		
	(2) 移動等円滑化経路に接続しやすい位置 (3) 見やすい駐車場スペースの表示	有	無		

(日本工業規格A列4番)

(裏)

4 コンコース・通路・ホール等	(1) 有効幅 [140cm以上*]	cm			
	(2) 段差の有無	有	無		
	ア 有効幅 [120cm以上*]		cm		
	イ こう配 [屋内1/12・屋外1/20以下*]		1/		
	ウ 始終点及び高さ75cmごとに、150cm以上の踊場の設置		有	無	
	エ 水平部分の設置		有	無	
	オ 両側に立ち上がりの設置(*)		有	無	
	カ 床表面の濡れても滑りにくい仕上げ		有	無	
	キ 接続する通路との識別		有	無	
	ク 視覚障害者誘導用ブロックの敷設(傾斜路の始終端部に近接する通路の床)		有	無	
	ケ 手すりを両側に設置(*)		有	無	
	(3) 壁面及び柱面の看板及び設置物の突出する部分(*)		有	無	
	(4) 十分な明るさを確保した照明設備の設置		有	無	
	(5) 床表面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ		有	無	
5 出札・案内所等	(1) 車いす使用者の利用に支障のないカウンターの構造(*)	有	無		
	(2) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	有	無		
	(3) 筆談用具等の準備及び当該用具のある旨の表示(*)	有	無		
6 階段	(1) 主要な階段における回り段(*)	有	無		
	(2) 有効幅 [120cm以上]	cm			
	(3) 高さ概ね300cm以内ごとに踊場の設置	有	無		
	(4) 手すり ア 両側に連続して設置(*) イ 端部付近に点字の貼付	有	無		
		有	無		
	(5) 表面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
	(6) 踏面の端部全体の識別、つまづきにくさへの配慮	有	無		
	(7) 階段下の空間への配慮	有	無		
	(8) 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無		
	(9) 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有	無		
	(10) 視覚障害者誘導用ブロックの設置(階段の始終端部に近接する通路の床)	有	無		
7 エレベーター (移動等円滑化経路を構成するもの)	設置(*)	基數	基		
	改札口にできるだけ近い位置に設置		有	無	
	(1) 出入口有効幅(含昇降路) [80cm以上]	cm			
	(2) かごの容量 [11人乗り以上*]	人乗り			
	(3) 高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造の設備	有	無		
	ア 車いす使用者に関する配慮		有	無	
	イ 視覚障害者に関する配慮		有	無	
	ウ その他の配慮		有	無	
	(4) 乗降ロビーにおける車いすが転回できる構造		有	無	
	(5) かごの内外をお互いに視認できる構造又は映像設備の設置		有	無	

(表)

8 エスカレーター	(1) 踏面、床表面の滑りにくい仕上げ	有	無		
	(2) 操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置	有	無		
	(3) くし板 ア できるだけ薄く設置 イ ステップ部分と区別できる色分け	有	無		
	(4) 8に定めるエレベーターの設置が困難な状況 「有」の場合、車いす対応型エスカレーターの設置(*)	有	無		
	(5) 踏み段の端部全体の識別への配慮	有	無		
	(6) 行先、昇降方向を知らせる音声案内装置の設置	有	無		
	(7) 進入の可否の表示(エスカレーターの上下端に近接する道路の床面)(*)	有	無		
	(8) 視覚障害者誘導用ブロックの設置(エスカレーターの始終端部に近接する通路の床)	有	無		
9 便所(一般用)	(1) 案内、誘導表示、男女別表示等の分かりやすい表示	有	無		
	(2) トイレ内で通行の支障となる段差の有無	有	無		
	(3) 床表面の濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
	(4) 腰掛け式大便器の数	男子用 女子用	個 個		
	(5) 手すりを設けた便器の数	腰掛け式の大便器 小便器	男子用 女子用	個 個	
	(6) 床置式又はこれに代わる男子用小便器の数			個	
	(7) 水洗器具(オストメイト対応)の設置(*)	有	無		
	(8) ベビーチェアの設置(*)	有	無		
	(9) ベビーベッドの設置(*)	有	無		
	(10) (7)、(8)、(9)を設置した場合の表示の設置	有	無		
10 便所(だれでもトイレ)	設置数	男 子 箇所 用 箇所	箇所 女 子 用 兼 用	箇所 そ の 他	箇所
	(1) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置	有	無		
	(2) 出入口の有効幅 [85cm以上]		cm		
	(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無		
	(4) だれでもが利用できる旨の表示	有	無		
	(5) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間の確保	有・無 (便房の内のみ) ( cm × cm)			
	(6) 便房内の設備	ア 腰掛け便座の設置 イ 手すりの設置 ウ その他の設備( )	有 有 有	無 無 無	
	(7) 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無		
11 旅客待合所	旅客待合所の有無		有	無	
	(1) 分かりやすく利用しやすい位置に設置	有	無		
	(2) 有効幅 [140cm以上]		cm		
	(3) 段差の有無	有	無		
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上*] イ こう配 [屋内1/12・屋外1/20以下*] ウ 始終点及び高さ75cmごとに、150cm以上の踊場の設置	cm 1/ 有	無	
		エ 水平部分の設置 オ 両側に立ち上がりの設置(*) カ 床表面の濡れても滑りにくい仕上げ	有 有 有	無 無 無	
		キ 接続する通路との識別への配慮 ク 視覚障害者誘導用ブロックの敷設(傾斜路の始終端部に近接する通路の床)	有 有	無 無	
		ケ 手すりを両側に設置	有	無	
		(4) 床表面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無	
		(5) 壁面及び柱面の看板及び設置物の突出する部分(*)	有	無	
		(6) 高齢者、障害者等の利用しやすいベンチの設置	有	無	

## (裏)

12 戸	(1) 有効幅 [85cm以上]	cm			
	(2) 自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無		
	(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無		
13 案内板等	(1) 出入口又は改札口付近に案内板の設置(*) 明確で分かりやすい表示	有	無		
	(2) 移動等円滑化のための設備の存在を表示する標識の設置 JIS規格Z8210に適合	有	無		
	(3) 運行に関する情報提供設備(文字・音声による)の設置 (*)	有	無		
	施設の配置を点字、音声等で示す設備の設置(*)	有	無		
14 視覚障害者 誘導案内用設備	(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有	無		
	(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、触地案内図、便所の出入口及び乗車券販売所との間の経路を構成する通路等に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設(*)	有	無		
	(3) 目的地まで安全・確実に到達できる配慮の有無	有	無		
	(4) 視覚障害者誘導用ブロックの色(*)	色			
	(5) 視覚障害者が認識しやすい形状	有	無		
	(6) 十分な強度等を有する素材	有	無		
15 券売機	(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 ア 車いす使用者への配慮 設けた設備等( )	有	無		
	イ 視覚障害者への配慮 設けた設備等( )	有	無		
	ウ その他の配慮 設けた設備等( )	有	無		
	(2) 運賃等の点字表示(*)	有	無		
	休憩施設(ベンチ等) 休憩用の設備の設置(*) 設けた設備等( )	有	無		
	鉄軌道駅 △有の場合は第9号の2様式にも記入してください。	有	無		
	バスターミナル △有の場合は第9号の3様式にも記入してください。	有	無		
20 旅客船ターミナル	旅客船ターミナル △有の場合は第9号の4様式にも記入してください。	有	無		
21 航空旅客ターミナル	航空旅客ターミナル △有の場合は第9号の5様式にも記入してください。	有	無		

1 整備内容欄の[ ]内は整備基準の数値を示しています(\*のあるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)。

2 数字は算用数字を用いてください。

3 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入してください。

4 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。

5 ※欄には記入しないでください。

## 特定都市施設整備項目表(公共交通施設 鉄軌道駅)

1 所在地				
2 名称				

整備項目	整備内容		措置	代替措置	※
1 改札口	(1) 改札口通路の有効幅 [90cm以上]		cm		
	(2) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	有	無		
	(3) 自動改札機の設置	有	無		
	進入の可否のわかりやすい表示	有	無		
2 乗降場(プラットホーム)	(1) ア 水こう配 [1/100程度*] 床面 イ 濡れても滑りにくい仕上げ	1/			
	(2) ホーム縁端警告ブロック及び点状ブロック(警告用)の敷設 (乗降場の縁端および両端)(*)	有	無		
	(3) 乗降場の端部に、転落防止のためのさく等の設置	有	無		
	(4) ホーム先端ノンスリップタイルの濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
	(5) 乗降場と車両のすき間及び段差は可能な限り小さくすること(*)	有	無		
	(6) 鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる 乗降場におけるホームドア又はホームゲートの設置(*)	有	無		
	(7) (6)以外の乗降場における転落防止の設備	有	無		
	(8) 列車の接近を警告するための設備(*)	有	無		
	(9) 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有	無		
	(10) 乗降場には車いすスペースに通ずる旅客用乗降口の位 置表示(*)	有	無		

1 この様式は、第10号様式、特定都市施設整備項目表(公共交通施設 全般)18 鉄軌道駅で有に○をつけた場合に使用

してください。

2 整備内容欄の〔 〕内は整備基準の数値を示しています(\*のあるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)。

3 数字は算用数字を用いてください。

4 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入してください。

5 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。

6 ※欄には記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

第10号の3様式（第16条、第20条関係）

特定都市施設整備項目表(公共交通施設 バスターミナル)

1 所在地	
2 名称	

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※
バスターミナル	(1) 乗降場の床表面の濡れても滑りにくい仕上げ	有	無	
	(2) 乗降場の縁端に、視覚障害者に配慮した進入防止の設備	有	無	
	(3) バス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造	有	無	

- 1 この様式は、第10号様式、特定都市施設整備項目表(公共交通施設 全般)19 バスターミナルで有に○をつけた場合に使用してください。
- 2 整備内容欄の〔 〕内は整備基準の数値を示しています(\*のあるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)。
- 3 数字は算用数字を用いてください。
- 4 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入してください。
- 5 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。
- 6 ※欄には記入しないでください。

（日本工業規格A列4番）

## 特定都市施設整備項目表(公共交通施設 旅客船ターミナル)

1 所在地				
2 名称				

整備項目	整備内容	措置		代替措置	※
		有	無		
旅客船ターミナル	(1) タラップの設置(有の場合は以下の基準)(*)				
	ア 車いす使用者が円滑に乗降できる構造	有	無		
	イ 幅 [90cm以上]		cm		
	ウ 手すりの設置	有	無		
	エ 床表面の濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
	(2) 旅客が転倒するおそれがある場所への視覚障害者誘導用ブロックの敷設の緩和	有	無		
	(3) さく、点状ブロックその他水面への転落防止の設備	有	無		

- 1 この様式は、第10号様式、特定都市施設整備項目表(公共交通施設 全般)20 旅客船ターミナルで有に○をつけた場合  
に使用してください。
- 2 整備内容欄の〔 〕内は整備基準の数値を示しています(\*のあるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)。
- 3 数字は算用数字を用いてください。
- 4 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入してください。
- 5 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。
- 6 ※欄には記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

## 特定都市施設整備項目表(公共交通施設 航空旅客ターミナル)

1 所在地	
2 名称	

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※
航空旅客ターミナル	(1) 保安検査場の設置(有の場合は以下の基準)(*)	有	無	
	ア 車いす使用者に配慮した別通路の設置(門型の金属探知機を設置する場合)	有	無	
	イ 通路の幅 [90cm以上]		cm	
	ウ 筆談用具等の準備及び当該用具のある旨の表示	有	無	
	(2) 旅客搭乗橋の設置(有の場合は以下の基準)(*)	有	無	
	ア 通路の幅 [90cm以上]		cm	
	イ 車いす使用者等に支障のない構造(旅客搭乗橋と航空機の乗降口)	有	無	
	ウ こう配 [1/12以下]		1/	
	エ 手すりの設置	有	無	
	オ 床表面の濡れても滑りにくい仕上げ	有	無	
	(3) 改札口の設置(有の場合は以下の基準)(*)	有	無	
	通路の幅 [90cm以上]		cm	

- 1 この様式は、第10号様式、特定都市施設整備項目表(公共交通施設 全般)21 航空旅客ターミナルで有に○をつけた場合  
に使用してください。
- 2 整備内容欄の〔 〕内は整備基準の数値を示しています(\*のあるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)。
- 3 数字は算用数字を用いてください。
- 4 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入してください。
- 5 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。
- 6 ※欄には記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

## 特定都市施設整備項目表（路外駐車場）

1 所在地				
2 名称				

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※
1 路外駐車場車いす使用者用駐車施設	車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設	台		
	(1) 幅 [350cm以上]	cm		
	構造 (2) 駐車施設の存在の表示及び経路の誘導表示	有 無		
	(3) 2の経路ができるだけ短くなる位置に設置	有 無		
2 路外駐車場移動等円滑化経路	1から道又は公園、広場その他の空地までの経路			
	(1) 段差の有無	有 無		
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 幅 [段に代わるもの120cm以上、段に併設するもの90cm以上] イ こう配 [1/20以下*] ウ 高さ75cmごとに、150cm以上の踊場の設置 エ 手すりを設置	cm	
	(2) 出入口の幅 [85cm以上*]	1/		
	(3) 通路	ア 幅 [120cm以上] イ 50m以内ごとに車いす転回に支障のない場所	cm	
		有 無		

- 1 整備内容欄の〔 〕内は整備基準の数値を示しています(\*のあるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)。
- 2 数字は算用数字を用いてください。
- 3 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入してください。
- 4 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。
- 5 ※欄には記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

## 特定都市施設整備計画届出済証

様

日野市長

印

このことについて、下記のとおり審査が完了しましたので、日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第16条第5項の規定により通知します。

記

1 所在地（住所）	日野市				
2 名 称					
3 主要用途					
4 工事の種別	新築（新設）、増築（増設）、改築（改修） 大規模な修繕、大規模な模様替え、用途変更				
5 規模等  建築物	延べ床面積 (地上 階) (地下 階)		届出部分	届出以外の部分	合 計
	内 訳	用途( ) 用途( ) 用途( ) 用途( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建築物以外	用途( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建築物以外	用途( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建築物以外	用途( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日		
8 連 絡 先	所在地及び名称				
	担当者		電話番号		
届出済証交付年月日及び番号		年 月 日 第 号			
備考欄					

(注意) この届出済証は、大切に保管願います。

## 特定都市施設整備計画変更届出済証

様

日野市長

印

このことについて、下記のとおり審査が完了しましたので、日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第16条第6項の規定により通知します。

記

1 所在地（住所）	日野市					
2 名 称						
3 主要用途						
4 工事の種別	新築（新設）、増築（増設）、改築（改修） 大規模な修繕、大規模な模様替え、用途変更					
5 規模等  建築物	延べ床面積 (地上 階) (造) (地下 階)		届出部分	届出以外の部分	合計	
	内 訳	用途( ) 用途( ) 用途( ) 用途( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築物以外	用途( ) [ ]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日		
	8 連絡先	所在地及び名称				
		担当者 電話番号				
届出済証交付年月日及び番号		年 月 日			第 号	
備考欄						

(注意) この届出済証は、大切に保管願います。

## 特定都市施設整備計画届出取下書

(あて先) 日野市長

下記の特定施設についての届出を取り下げしたいので、日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第16条第7項の規定により申請します。

記

1 所在地（住所）	日野市					
2 名 称						
3 主要用途						
4 工事の種別	新築（新設）、増築（増設）、改築（改修） 大規模な修繕、大規模な模様替え、用途変更					
5 規模等  建築物	延べ床面積 (地上 階) (造) (地下 階)			届出部分	届出以外の部分	合 計
	内 訳	用途( )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		用途( )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		用途( )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		用途( )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建築物以外	用途( ) [ ]					
6 工事着手予定日	年 月 日		7 工事完了予定日	年 月 日		
8 連絡先	所在地及び名称					
	担当者 電話番号					
届出済証交付年月日又は 届出年月日及び番号		年 月 日 第 号				
取下げ 理由						
※処理欄						

第  
年  
月  
日  
号

## 道路・公園等・路外駐車場新設等整備計画通知書

(あて先) 日野市長

日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第16条第8項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 工事件名				
2 工事場所				
3 工事の種類	新設	増設	改修	その他
4 規 模 等	道路（ 公園等（ 路外駐車場	延長 ） ） 駐車可能台数	m、面積 、敷地面積 台、面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
5 工事着手予定日	年 月 日	6 工事完了予定日	年 月 日	
7 担 当 者	所属			
	氏名	電話番号		

※ 処理 欄	
--------------	--

注意 1 「3 工事種別」の欄は、該当事項を〇で囲んでください。

2 日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第12に定める図書を必ず添付してください。

年　月　日

## 特定都市施設整備完了届出書

(あて先)　日野市長

次の特定都市施設の工事が完了したので、日野市ユニバーサルデザイン推進条例第22条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地（住所）	日野市			
2 名 称				
3 届 出 者	住所			
	氏名	印	電話番号	
4 届 出	年　月　日			
5 届出済証	年月日	年　月　日	番 号	第 号
6 完 了	年月日	年　月　日		
7 代 理 人	住所及び名称			
	氏名	電話番号		
8 備 考				

確認事項欄（記入しないでください）				
確認年月日	年　月　日			
確認意見欄				
※受付欄				

- 注意 1 整備完了写真及び写真の撮影位置、方向を明示した図面を添付してください。  
 2 届出書は、正副2部提出してください。  
 3 ※欄には、記入しないでください。

第17号様式（第19条関係）

年　月　日

様

日野市長

印

**特定都市施設整備検査済証**

日野市ユニバーサルデザイン推進条例に基づき届出を受けた下記の特定都市施設は、  
検査の結果、整備基準等に適合していることを証します。

記

1 届出番号 第 号

2 届出済年月日

3 特定都市施設の名称 \_\_\_\_\_

4 所在地 日野市

5 事業主

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

## 特定都市施設適合状況報告書（建築物）

(あて先) 日野市長

報告者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

日野市ユニバーサルデザイン推進条例第25条の規定により、特定都市施設（建築物）の整備基準への適合状況について、下記のとおり報告します。

記

1 所在地					
2 名 称					
3 主要用途					
4 種 別	新築又は改築		・	既 存	
5 規 模 等	延べ床面積 m <sup>2</sup> (			造・地上	階・地下 階)
	内 用 途 (			)	m <sup>2</sup>
	用 途 (			)	m <sup>2</sup>
	用 途 (			)	m <sup>2</sup>
	訳 用 途 (			)	m <sup>2</sup>
6 工事着手日	年 月 日		7 工事完了日	年 月 日	
8 連 絡 先	所在地及び名称				
	担当者 電話番号				

※ 処理欄	
----------	--

- 注意 1 この報告書は、日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（以下「規則」という。）別表第2に定める建築物で、特定施設の欄に定める施設に使用してください。
- 2 「4 種別」の欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 3 「8 連絡先」の欄は、この報告書についての問い合わせ先を記入してください。
- 4 ※欄には、記入しないでください。
- 5 規則第20条第2項の特定施設整備項目表（第5号様式）及び別表第12に定める図書を必ず添付してください。
- 6 報告書は、正副2部提出してください。

年　月　日

## 特定都市施設適合状況報告書（建築物以外）

(あて先)　日野市長

報告者　住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

日野市ユニバーサルデザイン推進条例第25条の規定により、特定都市施設（建築物以外）の整備基準への適合状況について、下記のとおり報告します。

記

1 所 在 地			
2 名 称			
3 種 類	道路、公園・緑地、動物園・植物園・遊園地、公共交通施設、路外駐車場、その他		
4 種 別	新設又は改修	既 存	
5 規 模 等	道路 延長	m、面積	m <sup>2</sup>
	公園（公園・緑地、動物園・植物園・遊園地）	敷地面積	m <sup>2</sup>
	公共交通施設	面 積	m <sup>2</sup>
	路外駐車場（建築物以外）	駐車の用に供する部分の面積	m <sup>2</sup>
	その他（ ）		
6 工事着手日	年 月 日	7 工事完了日	年 月 日
8 連 絡 先	所在地及び名称		
	担当者 電話番号		

※ 処理欄	
----------	--

- 注意 1 この報告書は、日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（以下「規則」という。）別表第2に定める公園、公共交通施設及び路外駐車場で特定施設の欄に定める施設に使用してください。
- 2 「3 種類」及び「4 種別」の欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 3 「8 連絡先」の欄は、この報告書についての問い合わせ先を記入してください。
- 4 ※欄には、記入しないでください。
- 5 規則第20条第2項の特定施設整備項目表（第8号様式から第11号様式までのうち該当するもの）及び別表第12に定める図書を必ず添付してください。
- 6 報告書は、正副2部提出してください。

勧 告 書

第 号

年 月 日

様

日野市長

印

特定都市施設の新設又は改修に伴う届出について

あなたは、日野市ユニバーサルデザイン推進条例第20条第1項の特定整備主として、同条第1項又は第2項の規定による届出をしていないので、同条例第26条第1項の規定により、当該届出を下記のとおり行うことを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第27条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

記

1 施 設 の 名 称

2 届 出 期 限

年 月 日

3 届 出 先

勧 告 書

第 号  
年 月 日

様

日野市長

印

特定施設における整備基準の遵守違反等に伴う是正について

あなたが行っている施設整備が、下記に該当すると認められますので、日野市ユニバーサルデザイン推進条例第26条第2項の規定により、下記の措置をとるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第27条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

記

1 施 設 の 名 称

2 該 当 事 項

- (1) 日野市ユニバーサルデザイン推進条例第19条の規定に違反していること。
- (2) 施設整備が、正当な理由なく、整備基準に照らして著しく不十分と認められること。

3 適合していないと認められる理由

4 とるべき措置

5 履 行 期 限 年 月 日

6 報 告 期 限 年 月 日

7 報 告 先

第22号様式（第24条関係）

(表)

第 号	身 分 証 明 書	
職 名		
氏 名		
生年月日		
上記の者は日野市ユニバーサルデザイン推進条例第23条第1項に規定する行為を行う権限を有する者であることを証明します。		
発行年月日	年	月
有効期限	年	月
日野市長		印
← 90ミリメートル →		

(裏)

日野市ユニバーサルデザイン推進条例（抜粋）
<p>（特定都市施設に対する検査）</p> <p>第23条 市長は、前条に規定する届出のあった特定都市施設が、整備基準に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する検査をした場合において、当該検査に係る特定都市施設が、整備基準に適合していると認めたときは、規則で定める様式のところにより、検査済証を交付するものとする。</p> <p>（特定施設に関する調査）</p> <p>第28条 市長は、第21条、第24条第2項、第26条及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、第23条の検査について準用する。</p>